

三木町告示第95号

三木町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月3日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第39号

三木町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱の一部を改正する要綱

三木町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱（令和3年三木町要綱第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「意義」を「定義」に改め、同条第1号中「専用」を「の」に、「一戸建て併用住宅」を「併用住宅」に改め、「Webサイト」及び「（空き家バンク）」を削り、同条第4号中「三木町に住民登録のある者で」を「三木町への定住を目的として住民票を異動した者であり」に、「香川県」を「三木町」に改める。

第4条第3号中「個人事業主」を「当人」に、「香川県」を「三木町」に、「2年」を「3年」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 県内市町間で移住する場合は、従前の住居が空き家とならないこと

第5条第1号中「改修」を「改修工事」に、「設備」を「設備工事」に改め、「の整備」を削る。

第6条中「の合計額」を削り、「乗じた額」の次に「について、千円未満の端数があるときはこれを切り捨て、それぞれ合計した額」を加え、同条ただし書中「ただし、」の次に「補助金額の上限は、」を加え、「を限度とし、千円未満を切り捨てるもの」を削る。

第7条第1項中「町長に2部（原本及び写し）」を削る。

様式第1号別紙2を次のように改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

誓 約 書

当社(個人である場合は私)は、下記の事項について誓約します。

なお、三木町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金に関する報告及び立入調査について、三木町から求められた場合には、それに応じるとともに、関係機関に照会することについて承諾します。

記

- 1 補助対象者に該当します。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 5 補助事業の完了日から3年間、対象物件の延床面積の2分の1以上を事業所として使用します。
また、使用できなかった場合には、補助金の全額を返還します。
- 6 交付申請する事業は、国庫補助金及び他の県補助金等が交付されている事業ではありません。
- 7 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。
- 8 直前の住居は、次のとおり空き家になりません。(香川県内からの移住の場合のみ)
 - ☐ 直前の住居は私が所有しているものであり、将来的に管理不全な状態に陥らないよう適切に管理します。
 - ☐ 直前の住居は私が所有しているものであり、引き続き、親族が居住します。
 - ☐ 直前の住居は私が所有しているものであり、宅地建物取引業者と媒介契約を締結します。
 - ☐ 直前の住居は賃貸借物件です。
 - ☐ その他 ()

年 月 日

三木町長 殿

事業者名

代表者職・氏名